

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No. 125

【共通】問1 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置維持命令に関する次の文章を読み、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置維持命令の命令権者は、消防長、消防署長又は消防本部を置かない市町村の長である。
- (2) 防火対象物における特殊消防用設備等が、設備等技術基準に従って設置され、又は維持されていないと設置維持命令の命令権者が認めるときは、当該設備等技術基準に従ってこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。
- (3) 貸しビルにおける消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置維持命令の名宛人は当該防火対象物の所有者であり、賃借人が名宛人となることはない。
- (4) 消防用設備等の設置維持命令をした場合においては、標識の設置その他総務省令で定める方法により、その旨を公示することができるが、必ずしも公示義務がある訳ではない。

【消防用設備等】問1 次に掲げる設備のうち、消防法令上、消防法第17条第1項に規定する「政令で定める消防の用に供する設備」に該当しないものを1つ選べ。

- (1) 乾燥砂
- (2) 住宅用防災警報器
- (3) 手動式サイレン
- (4) 誘導標識

【消防用設備等】問2 消防法施行令の一部を改正する政令等が平成30年3月28日に公布され、平成31年10月1日以降は延べ面積が150㎡未満の飲食店等のうち、火を使用する設備又は器具を設けたものに消火器の設置義務が生ずることとなったが、防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除くとされた。次に掲げる措置のうち、当該防火上有効な措置として誤っているものを一つ選べ。

- (1) 調理油過熱防止装置を設けること。
- (2) 自動消火装置を設けること。
- (3) 立ち消え安全装置を設けること。
- (4) 危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置を設けること。

【防火査察】問1 消防法（以下「法」という。）第4条に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第4条第2項中の証票は、立入検査権を有する消防職員であることを示すものであり、証票の提示請求があった場合において、これを提示しないときは、正当な権限行使とみなされない。
- (2) 法第4条第2項中の関係のある者とは、関係者又はその代理人、使用人その他の従業員等がこれにあたる。
- (3) 法第4条第1項に規定する質問権は、立入検査権と同様、

罰則によってその実効性が担保されている。

- (4) 法第4条第4項中のみだりには、「正当な理由なくして」という意味であり、情報公開請求があり、情報公開条例に基づき妥当性を有するものとして公開する場合は、「正当な理由がある」と考えられる。

【防火査察】問2 消防法（以下「法」という。）に基づく命令条文に関する命令の主体、命令要件、名あて人及び命令に伴う標識等による公示の必要性の記述のうち、誤っているものは次のうちどれか。

No.	命令条文 (命令の主体)	命令要件	名あて人	命令に伴う標識等による公示の必要性
(1)	法第4条第1項 (消防署長)	火災予防のために必要があるとき	関係者で権原を有する者	必要
(2)	法第5条第1項 (消防長)	防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災が発生したならば人名に危険であると認める場合	権原を有する関係者	必要
(3)	法第8条第3項 (消防署長)	防火管理者を選任すべき防火対象物で防火管理者が定められていないと認める場合	管理について権原を有する者	必要
(4)	法第3条第1項 (消防吏員)	屋外において、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件	所有者、管理者、占有者で権原を有する者	必要なし

【危険物】問1 次のうち、油分離装置を設けなければならないこととされているものはいくつあるか。

- a 製造所の液状の危険物を取り扱う建築物の床
 - b 屋内貯蔵所の液状の危険物の貯蔵倉庫の床
 - c 屋外貯蔵所の第一石油類（水に溶けないもの）を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲
 - d 液状の危険物の屋内貯蔵タンクを設置するタンク専用室
- (1) 1つ
 - (2) 2つ
 - (3) 3つ
 - (4) 4つ

【危険物】問2 次の物品の危険等級について、誤っているものはどれか。

- (1) 硫黄——危険等級Ⅱ
- (2) 鉄粉——危険等級Ⅲ
- (3) ナトリウム——危険等級Ⅰ
- (4) 黄りん——危険等級Ⅱ

問2 答 (3)

解説 発生場所として、住居が最も多く、次いで、道路、屋外（公衆場所）、仕事場（道路工事現場や作業所等）の順となっている。「平成30年7月の熱中症による救急搬送状況」（平成30年8月22日 総務省消防庁報道資料）参照。

問3 答 (3)

解説 (3) 正しくは「消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準」である。消防法第35の5参照。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (1)

解説 (1) 消防法第17条の4第1項では「消防長又は消防署長」と記されているが、消防法第3条第1項柱書きにおいて、「消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。第6章及び第35条の3の2を除き、以下同じ。）」とされている。

(2) 「設備等技術基準」ではなく、正しくは「設備等設置維持計画」である。消防法第17条の4第2項参照。

(3) 貸しビルにおける設置維持命令の名宛人は、当該防火対象物の関係者で権原を有するものであるため、当該防火対象物の所有者となる場合が多いが、賃借人が当該設備等の所有者であったり維持管理の責任主体である場合は賃借人が名宛人となる。消防法第17条の4第1項参照。

(4) 消防法第5条第3項を準用し、標識の設置その他総務省令で定める方法により、その旨を公示する必要がある。消防法第5条第3項、同法第17条の4第3項参照。

〔消防用設備等〕

問1 答 (2)

解説 (1) 乾燥砂は簡易消火具（消火設備）であり、「政令で定める消防の用に供する設備」である。消防法施行令第7条第2項第1号ハ参照。

(2) 住宅用防災警報器は消防法第9条の2第1項の住宅用防災機器だが、「政令で定める消防の用に供する設備」ではない。消防法施行令第5条の6第1号、同令第7条参照。

(3) 手動式サイレンは非常警報器具（警報設備）であり、「政令で定める消防の用に供する設備」である。消防法施行令第7条第3項第4号参照。

(4) 誘導標識は避難設備であり、「政令で定める消防の用に供する設備」である。消防法施行令第7条第4項第2号参照。

問2 答 (3)

解説 消防法施行規則第5条の2（新設。平成31年10月1日施行。その時点では、現行の第5条の2は第5条の3となる）参照。立ち消え安全装置は、鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合にガスが供給され続けることによるガス漏れを防止する装置であり、火を消す装置ではないため防火上有効な措置ではない。なお、「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」とは、過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置である圧力感知安全装置等をいう。

〔防火査察〕

問1 答 (3)

解説 (1) 立入検査マニュアルにより適当。

(2) 立入検査マニュアルにより適当。

(3) 消防法第44条の罰則では質問権は規定されておらず、質問権は罰則によってその実効性が担保されていないから不適当。

(4) 立入検査マニュアルにより適当。

問2 答 (1)

解説 (1) 消防法第4条第1項及び違反処理マニュアルにより、名あて人は関係者で、公示の必要性もないので、誤り。

(2) 消防法第5条第1項及び違反処理マニュアルにより正しい。

(3) 消防法第8条第3項及び違反処理マニュアルにより正しい。

(4) 消防法第3条第1項及び違反処理マニュアルにより正しい。

〔危険物〕

問1 答 (1)

解説 cの屋外貯蔵所の第一石油類（水に溶けないもの）を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲には、排水溝及び油分離装置を設けた貯留設備を設けなければならない。危険物の規制に関する規則第24条の13第2号参照。

なお、a、b及びdについては、貯留設備の設置が必要とされる。危険物の規制に関する政令第9条第1項第9号、第10条第1項第11号、第12条第1項第16号参照。

問2 答 (4)

解説 試験によらず危険物とみなされているものについては、危険等級がそれぞれ定められているが、黄りんは危険等級Iとされている。危険物の規制に関する規則第39条の2参照。